



弁護士 西山 一博

副会長の任期もあと3ヶ月

昨年4月に愛知県弁護士会副会長に就任し、任期もあと3ヶ月となりました。任期中は、弁護士会館にいることが多く、会内の調整、行政庁などの他の機関との折衝、会議資料の作成などに追われています。

今年は、まずは3ヶ月間、残された任期を全うし、4月からは、この1年間での経験もふまえ、より充実した相談や受任業務を行つていきたいと思っております。

ところで、2020年4月1日に、改正民法が施行されます。

今回のニュースレターに掲載した労働法関連など法改正は数多く行われていますが、民法改正は、全ての会社の業務と全ての人の生活に影響がある点で、最大規模の大改正となります。改正法施行前に、どのような点が変わり、どのように対応すべきなのか、対策を講じておく必要があります。

この点に関するセミナーや相談も、隨時承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

弁護士 下出 太平

あつという間の一年でした

明けましておめでとうございます。2018年は、西山が愛知県弁護士会の副会長になったということに加えて、自分の参加している士業団体の会長に選任いただくなど、お陰様でとても忙しくさせてもらい、あつという間に過ぎていきました。

忙しいのは言い訳にしかなりませんが、夜遅く帰宅して食事をして、テレビを見て、30分もせずにソファでそのまま眠ってしまう、という生活が日常になっています。その影響か、

徐々にスーツがきつくなってきました。「細いねー」と言われて、いい気分になっている時代は過ぎたようです。体の衰えも感じてきたことから最近、パーソナルトレーニング(筋トレ)を始めまして、週に1回程度通っています。

2019年は寄る年波に抗いながら、引き続き、頑張っていきたいと思います。

今年もよろしくお願ひ致します。

平成30年を振り返って 弁護士 山元隆一郎



写真は弁護士会の会派対抗ソフトボール大会の一幕です。

〈注1〉SASUKE … TBS系列で不定期にテレビ放送されているスポーツ・エンターテインメント番組。4つのステージに分かれた巨大フィールドアスレチックをクリアしていきます。山元は日々筋トレを欠かさない準アスリート弁護士ですが、最近はゴルフのやり過ぎで筋トレをサボり気味だとか。

平成30年は、1月早々に『SASUKE』(注1) のオーディションのため、TBS緑山スタジオへ行ってきました。ほかにも弁護士の方がいらっしゃったのですが、腕立て伏せ100回をクリア、予選の四段飛び(1stステージ最初のアレです)をクリアしたわたしが一次予選を通過しました。その後の面接で面白さをアピールできず、あえなく本戦出場とはいきませんでしたが、製作の方と、“ミスターSASUKE”こと山田さんの話で盛り上がり、楽しい経験をさせていただきました。

それから1年、草野球やボウリング(5ゲーム1017を達成!)、新たにゴルフにもはまってしまいました。なお、

ご存じですか？

働き方改革関連法施行 ～有給休暇の取得義務化 & 時間外労働の上限規制～



昨年、労働基準法改正などの働き方改革関連法が成立しました。今後①年次有給休暇の取得義務化(2019年4月1日施行)、②時間外労働の上限の変更や割増率の変更(2019年4月1日施行)③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止(2020年4月1日施行)などが実施されます。ただし施行日について、中小企業の場合はそれぞれ1年間の猶予があります。

今回は、①年次有給休暇の問題と②時間外労働の点についてご紹介します。

1 5日以上の有給休暇取得義務化！

働き方改革関連法により、10日以上の年次有給休暇が付与されているすべての労働者に対し、使用者側から毎年5日の有給休暇を指定して与える必要があります。

具体的には、使用者が、5日以上の年次有給休暇を取得していない労働者に対して、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日から1年以内に取得時季を指定して与えることになります。

対象となる従業員に対し有給休暇を指定しなかった場合には罰金がありますので、指定漏れがないように、運用方法や就業規則等を見直す必要があるかもしれません。

2 残業時間の上限が規制されます

時間外労働の上限、原則「月45時間かつ年360時間」が法律で定められました。

例外として、「特別条項付きの36協定」を締結した場合、臨時に1年間に6ヶ月の範囲で、通常の残業時間の上限を超えて従業員を残業させることができますが、この場合でも、年720時間、単月では100時間未満(休日労働も含めます)となります。

また、2か月から6か月の間の、ある対象期間のひと月あたりの平均残業時間が80時間(休日労働も含めます)を超えてはいけません。

働き方改革関連法により、現在の就業規則や36協定などを変更する必要があるかもしれません。法律施行前に今一度ご確認いただき、わからぬことがありましたらどうぞお気軽にお問い合わせください。当事務所弁護士がご相談をお受けいたします。

西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎

TEL052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目 2 番 22 号名城ビル 6F

執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

